

別表第 8(計量法関係手数料)

	事務	名称	単位	金額
1	計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定に基づく特定計量器の定期検査	非自動はかりの検査手数料	1 個	<p>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が 1 トン以下のもののうち、ひょう量が 100 キログラム以下のもの 1 個につき 1,400 円、ひょう量が 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの 1 個につき 1,800 円、ひょう量が 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの 1 個につき 2,200 円、ひょう量が 500 キログラムを超えるもの 1 個につき 3,100 円</p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 1 個につき 250 円</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもの以外のものであって、ひょう量が 100 キログラム以下のもの 1 個につき 500 円、ひょう量が 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの 1 個につき 900 円、ひょう量が 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの 1 個につき 1,500 円、ひょう量が 500 キログラムを超え 1 トン以下のもの 1</p>

				<p>個につき 2,100 円、ひょう量が 1 トンを超え 2 トン以下のもの 1 個につき 3,700 円、ひょう量が 2 トンを超え 5 トン以下のもの 1 個につき 6,900 円、ひょう量が 5 トンを超え 10 トン以下のもの 1 個につき 10,700 円、ひょう量が 10 トンを超え 20 トン以下のもの 1 個につき 15,000 円、ひょう量が 20 トンを超え 30 トン以下のもの 1 個につき 19,100 円、ひょう量が 30 トンを超え 40 トン以下のもの 1 個につき 21,600 円、ひょう量が 40 トンを超え 50 トン以下のもの 1 個につき 29,800 円、ひょう量が 50 トンを超えるもの 1 個につき 51,200 円。</p> <p>なお、上記の各非自動はかりの最小の目量又は表記された感量がひょう量の 1 万分の 1 未満のものにあつてはアからウまでの掲げる金額の 2 倍</p>
2	計量法第 19 条第 1 項の規定に基づく 特定計量器の定期検査	分銅又は定量おもり若しくは定量増おもりの 検査手数料	1 個	10 円
3	計量法第 19 条第 1 項の規定に基づく 特定計量器の定期検査	皮革面積計の検査手数料	1 個	2,500 円
4	計量法第 127 条第 3 項の規定に基づく 適正計量管理事業所の指定に係る検査	適正計量管理事業所指定 検査手数料	1 件	7,400 円

5	計量法に基づく市長の権限に属する事務に係る証明書の交付	証明書の交付手数料	1 件	400 円
6	計量法第 19 条第 1 項の規定に基づく特定計量器の定期検査	所在場所検査に係る検査費用の加算手数料	1 個	<p>ア ひょう量が 1 トン以下の質量計にあつては、1 個につき 2,000 円(1 トン以下のものを 2 以上使用している場合は、ひょう量のトン数を合算した数値(その数値に 1 に満たない端数がある場合は、これを 1 とする。)に 2,000 円を乗じて得た額。)</p> <p>イ ひょう量が 1 トンを超え 10 トン未満の質量計にあつては、1 個につき当該質量計のひょう量のトン数の 4 分の 3 に相当する数値(その数値に 1 に満たない端数がある場合は、これを 1 とする。)に 2,000 円を乗じて得た額。</p> <p>ウ ひょう量が 10 トン以上の質量計にあつては、1 個につき当該質量計のひょう量のトン数の 5 分の 3 に相当する数値(その数値が 8 未満であるときは、これを 8 とする。)(その数値に 1 に満たない端数がある場合は、これを 1 とする。)に 2,000 円を乗じて得た額。</p>